

花巻市市民参画・協働推進委員会（第1回）【記録】

日 時 平成 22 年 7 月 27 日（火）午後 2 時～午後 4 時
場 所 花巻市役所本館 2 階 庁議室
出席者 委員 13 名（欠席 2 名）
内 容 辞令交付
1 開 会
2 あいさつ
3 委員紹介
4 説 明 花巻市市民参画・協働推進委員会に関する基本的事項について
5 委員長及び副委員長選出
6 協 議 平成 22 年度実施予定の市民参画に係る事前評価について
7 閉 会

事務局(中村主任主査兼係長) (本日の出欠席の状況を確認後、第1回推進委員会の開会を宣言。)
それでは、佐々木副市長より、ご挨拶申し上げます。
以下、中村主任主査

佐々木副市長 委員会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。皆さん既にご案内のこととは存じますが、本委員会は、平成20年4月に公布されました、花巻市まちづくり基本条例に基づいて設置するものでございます。まちづくり基本条例というのは花巻市のまちづくりを進めていくに当たって、市民の皆さんの参画、そして、市民の皆さんの協働のもとにまちづくりを進めていきたいと思いますということで、市が定める最高規範という位置付けをしてございます。そして、この条例に基づいてまちづくりを進めていくわけでございますけれども、市民の皆さんの参画をどのように進めていけばいいだろうかということで、前任委員の皆さんに大変ご苦労をいただきまして、本日お手元にお配りしておりますように、市政への市民参画ガイドラインというものを作らせていただいたところでございます。

さて、新しくお願いした委員の皆様には、これからガイドラインに基づいた実際の市民の参画をお願いしていくわけですが、その方法等について、本当にこれでいいのだろうか、また別な方法もあるのではないかなというようなご意見、そして市が行います市民参画についての評価、こういうものを今日、ご委嘱を申し上げました。委員の皆様方には、特にこのあたりにつきまして、ご意見、評価をいただきまして、これから私どもも改善を加えるものは改善を加える、そして、このまちづくり基本条例に基づいた、まちづくりがしっかりできるよう、取り組んでいかなければならないものと思っております。したがって、お集まりいただく機会も多々あるかと思っておりますけれども、是非、皆さんから率先して、まちづくりについての参画をしていくんだということで、この委員会において、いろいろ評価をいただきまして、ご意見、ご提言を賜れば大変うれしく存じます。市といたしましても先ほど申し上げたとおり、まちづくり基本条例は平成20年に生まれたばかりの条例でございますが、この条例に基づいたまちづくりをしていくということで、どのように取り組んだらいいのかという具体策の部分では、見えない部分も現実に出てくるのではないかなと思っておりますので、委員会の皆様のご意見をしっかりと頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお願いたします。

中村主任主査　　ここで委員の皆様をご紹介申し上げます。名簿の順にご紹介いたします。

（名簿順に委員を紹介）
（事務局を紹介）

ここで、大変皆様方には申し訳ございませんが、佐々木副市長は所要のため退席させていただきます。

中村主任主査　　次に、説明に入ります。花巻市市民参画・協働推進委員会に関する基本的事項につきまして、阿部課長よりご説明を申し上げます。

事務局(阿部市民協働・男女参画推進課長)　　それでは、私の方からこの委員会の基本的な事項につきましてご説明させていただきます。事前に皆様にお送りしました資料の中に花巻市まちづくり基本条例のパンフレットがございましたので、そちらをご覧くださいと思います。

まちづくり基本条例は、花巻市のまちづくりに当たっての最も基本的な事項を定めたものでございまして、市の目指す姿やまちづくりの基本原則、市民や議会、行政の役割や責務、参画と協働の推進などが定められております。その中で市政への参画といたしまして、第12条でまちづくりに関する、重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定、改廃に当たっては市民が意見表明をする機会を保障するものとしております。また、14条では、協働を推進するため必要な措置を講ずるものとしてございます。なお、この委員会に関する定めにつきましては、第15条に規定がございまして、市民参画・協働を推進するため、花巻市市民参画・協働推進委員会を設置するということで定めております。この委員会の詳しいことにつきましては、規則で定めておりますけれども、事前に一枚ものの資料をお送りしてございます。花巻市市民参画協働推進委員会規則というものでございます。そちらをご覧くださいと思います。

（委員会規則について説明）

このような規則により、本日新たな皆様にお集まりいただきまして、1回目の委員会を開催するということとなります。どうぞよろしく願いいたします。

中村主任主査　　ただ今の説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。もしなければ、次第に従い、委員長、副委員長選出のほうに移らせていただきたいと思います。ここからの進行につきましては、亀澤政策推進部長の進行でお願いしたいと思います。

事務局(亀澤政策推進部長)以下、亀澤部長　　委員長、副委員長が決定するまで進めさせていただきます。よろしく願いいたします。委員長、副委員長につきましては皆様の互選ということになってございますのでお諮りしたいと思いますが、どのような方法がよろしいでしょうか。どなたかご発言の方はいらっしゃいますでしょうか。

（推薦を推す声あり）

推薦の声がございましたが、そのほかございますでしょうか。それでは互選方法は推薦ということをお願いしたいと思います。どなたか推薦される方がございましたら挙手をお願いしたいと思います。

平賀委員 照井善耕さんが今までの経過をご存知なので、お願いしたらどうかなと思いますがいかがでしょうか。

亀澤部長 そのほかに推薦される方はございますでしょうか。ただいま照井善耕さんをということで平賀委員から推薦がございましたが、お願いすることとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

それではよろしくお願ひしたいと思ひます。委員長が決まりましたので、副委員長についても決めさせていただきます。副委員長につきましても同様に推薦ということによろしいですか。よろしければ推薦をお願ひしたいと思ひますが。

平賀委員 佐藤良介さんはいかがでしょう。

吉田委員 委員長さんからは誰か推薦はありませんか。

照井委員長 男性、女性というのは特にありませんか。

亀澤部長 特にございません。

照井委員長 それでは、いま名前が挙げられました、佐藤良介さんでいかがでしょう。

亀澤部長 推薦も委員長からも佐藤良介さんということですので、副委員長は佐藤良介さんということによろしいでしょう。

(異議なしの声)

それでは、お二人にはいろいろとご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

中村主任主査 それでは、委員長が決まりましたので、事務局から委員長へ進め方についてご説明いたしますので、暫時休憩といたします。

(再開)

中村主任主査 それでは、協議に入りますが、初めに委員長さんよりご挨拶をいただき、委員長の進行により協議を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

照井委員長(以下、議長) 改めまして、照井善耕でございます。よろしくお願ひいたします。
実は一昨年、昨年と委員長を仰せつかりまして、このガイドラインの策定に向けていろいろ進めて参りました。生みの苦しみと言いますか、ガイドラインをまとめるという性格上、理屈っぽい会議が多くなりまして、委員の方々も大変だったようです。本来はまちづくりというのは、私たちの住んでいるまちですから、みんなが参画したり協働することに喜びを感じたり、あるいは協議すること自体も楽しいものでなければならぬと思ひます。体の丈夫な方もいますし、不自由な方もいたり、気持ちが強い方もいたり、弱い方もいらっしゃいます。市民というのは、本当にいろいろな生い立ちがあり、いまの生活があり、将来に対する思いもあると思ひます。そういう

いろいろな方が全て、気持ちを一つにして作っていくのが、私たちのまちだろうと思います。そういう意味で、今回は実践を積み重ねながら、ガイドラインそのものも、もう少し直すと更に楽しく、みんなで元気に取り組めるんだというようなものを目指していく委員会であればいいなど、私自身思っていますので、そういう視点で皆様方から、気軽に、迷いながらでもいいと思いますので、ご意見をたくさん寄せていただいて、その中からみんなで生かせるものを積み上げていけば、いいのではないかと考えております。委員の皆様方から、地域の皆様や家族の方などに、まちづくりって面白いという言葉が伝わっていくようにしたいなと思います。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、協議の前に委員の皆様を確認したいことが二つございます。一つはこの会議の公開についてでございます。原則公開で会議を進めるということをまず皆様にご了解願ひします。よろしいでしょうか。それからもう一点ですが、会議の資料、会議録等については全て、市のホームページで公開していくということでございますが、まずそのことを確認した上で、例えば各委員さん方の発言も公開されるわけですが、それに対して、お名前も添付する形で公開してよろしいかどうか、名前は抜いていたきたいとか、何かご意見等ございましたらお願ひします。できれば原則、お名前も含めて公開したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい。以上2点、皆さんの確認の上、これから進めて参りたいと思います。それではこれから協議を進めますが、まず、事務局から市政への市民参画ガイドライン、これについて若干説明をいただいて、理解を深めながら話し合いを進めて参りたいと思います。なお、今日の会議は4時を目途に終わりたいと思いますが、平成22年度実施予定の事前評価については、是非この会議の中で話し合いをいただきたいということです。協議によっては4時を若干過ぎるかもしれませんので、あらかじめご理解をいただきたいと思います。それでは事務局より、市政への市民参画ガイドラインの説明をお願いいたします。

阿部課長

それでは市政への市民参画ガイドラインの資料も事前に皆さんにお送りしてございましたので、そちらをご覧いただきたいと思います。

(ガイドラインについて説明)

議 長

ありがとうございました。今ご説明いただいた部分につきまして、委員の皆様方からご質問等ございましたらお願ひいたします。

秋山委員

市政への市民参画ガイドラインについて、前任の委員の皆様方には、制定にだいぶご苦労されたと聞いていますので、こういう質問はどうかと思いますが、三つばかり質問します。基本的なことですが、「はじめに」のところ、条例の制定を目指しているようですが、時期をいつ頃としているのかが一つ、それからガイドライン全体の文章表現その他ですが、本委員会、今後の修正や改正があり得るのかどうかというのが一つ、それから職員チームとありますが、その組織、構成を教えてくださいという三つでございます。

阿部課長

まず1点目の参画に関する条例の制定につきましてですが、今年度、年度途中でのガイドラインの制定ということになっておりますので、まずはこのガイドラインを基

にして参画を行っていききたいと、それで、実施していく中で課題、あるいは改善点といったものが見えてくるのかなと思っています。そういったものを検証しながら、より良い仕組みとして条例化を目指したいと考えておりますが、現時点で具体的にその時期が定まっているものではございません。運用してみて、それらの課題を整理し、これでいいだろうということが見えたら条例化を目指したいというふうに考えてございます。次に、この委員会が必要によっては修正等をできるのかどうかという部分ですけれども、この部分につきましても、やはりやってみての課題、改善点など、どうしてもこの部分は改善したほうが良いというような、ご意見があるかと思っておりますので、そういった部分につきましては、より良い仕組みとするために必要に応じ見直ししながら、より完成された仕組みとしてまとめていきたいというふうに考えております。それから、3点目の職員チーム構成ということでございますが、職員チームにつきましては、庁内の各部におります主幹課長補佐の方々をお願いしておりますし、事務局といたしまして、当市民協働・男女参画推進課がそこに入っております。職員チームのメンバーとしては18名と事務局として当課の担当職員3名が入っております。以上です。

議長 秋山委員よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

市野川委員 市民参画の方法なんですが、2年間は検討期間で経緯がどうかということは分からないかもしれませんが、参画の方法で6項目挙げているわけですけれども、この2年間の経過を踏まえて、分かる範囲でお答えいただければ思うのですが、意向調査は今までの経験からすればやった事実はございますよね。パブリックコメントもやってますね。これは分かります。それ以下の意見交換会とか、ワークショップとなると小規模の集まりの中で行われるのが筋だと思っておりますけれども、どんな事例があつてどのような効果があつたのか、2年間経過した中で、そのような事実関係は分からないというのであればそれでいいのですが、このあたりを経験を踏まえてどうだったのか、少し様子をお聞かせいただければと思います。過去の審議会はそれなりのものだろうと思いますが、特に、意見交換会、ワークショップもついても経験と結果についてお知らせいただければ、これからの方向性を考える上での参考になるのではないかと思います。よろしくお願ひいたします。

阿部課長 それでは意見交換会について、これまでどういったことでやられてきたかという部分ですけれども、一番近いところでは、この市民参画のガイドラインを策定する際に市が策定した素案を基にいたしまして、市内で5回、意見交換会を開催いたしました。これにつきましては、まず市が考えた案を出席された方々に細かくご説明し、その上で意見を頂くことができますから、参加された市民の皆さんの理解も深めていただく事ができると考えてございますし、市が市民から意見を伺う際に、具体的にそれがどういふ事なのか、パブコメ等の場合には書かれた事でしか判断できませんが、出された意見がどういった事なのかということの意見をやり取りができるということで効果的な方法であろうと思っております。それから2点目のワークショップの実施についてでございますけれども、これにつきましては、まちづくり基本条例を制定する際に、ワークショップを取り入れながら検討されてきた経緯もございます。このワークショップというのは、ある一定の人数、あまり大きくない人数でグループを作つていただいて、そこでいろんな意見を出し合つていただき、それぞれの考え方、それを尊重しながら意見をまとめていくということで、集まつた方々がある一定の方向に向いて行けるのかなというふうに考えております。ですから、市が何かの構想を練るような場合に、最初の段階で、市民の皆さんがどんな事を考えているんだろう、市としてどう

いう方向に進んでいったらいいんだろうといった部分を把握する際には有効な手段ではないかなと考えております。

議 長 最近の例は何かございますか。

阿部課長 最近の例で申し上げますと、旧空港のターミナルビルの今後の利活用について、関係者の方々にお集まりいただいて、6回ほど検討重ねたという事例もございます。

市野川委員 再質問ですが、行政で見て、これはパブリックコメントに相応しいような題材だなと思ったようなものとか、これは意見交換会に相応しいような話題だなというところを自分たちで選定して、ある地域性なり、もっと広く市として意見を聞きたい、声かけをするというのは、部署の考えで進めるということなわけですね。何か基準みたいなものは必要ないと考えていますか。それとも、こういうものはこういう機関に声をかける必要があるのではないかとか、またはコミュニティ会議のほうに、この話題は持っていくほうが良いのではないかなど、いろいろ判断されると思うのですが、その辺の考え方や基準がもしあれば教えていただければ思うのですが。

阿部課長 この後、今年度予定している参画の事前評価のところでも具体には説明して参りたいと思いますけれども、まず、基本的には担当部署のところ、その計画なり条例なりにどういった方法を取り入れるのが一番効果があるんだろうということで検討いただきます。それを計画予定として出していただきまして、先ほど申しあげました職員チームの中で、当該年度予定されるもの全てを評価するという事しておりますので、その中でAという計画の場合、あるいはBという計画の場合、もし似通ったような計画、あるいは性格のものであった場合に、全く方法が違ってくると市民の皆さんも戸惑いがあるかもしれませんので、そういったところはこの職員チームの中で均していきたいと、どういった方法がいいのかということも職員チームの中で評価し検討していただきたいと。また当然、当課でもそれぞれの部署からお話があった際には、こういった方法が効果があるのではないかとか、あるいはより多くの市民の皆さんの声を聞くのであれば、こういった方法がいいんじゃないかといったようなことはお話をしながら進めていくということです。

市野川委員 先ほど秋山さんから出ましたが、いろいろな部署があって、今回中心になるのは政策推進部のこの課なわけですね。それで、ほかの部・課とも連携していますよということで、メンバーはこれくらいですよとお示しいただきました。例えば、具体的にですね、まちづくり部とかいろいろな部があるわけですが、そことも上手く連絡調整できるような仕組みになっているのですか。一部だけしかここには出ていませんが、花巻市として漏れが無いように連携をしてやる仕組みができていますよということ、それを伺いたい。確認しておきたいのですが。

阿部課長 先ほど職員チームの構成について触れましたけれども、庁内の各部の主管課の課長補佐に入っているということで、当課で市民参画に関してのとりまとめとか、あるいは情報の共有に関しては、全て主管課の課長補佐を通じて行っております。したがって、漏れることなく、かつ、同じような考え方のもとに進めていけるものと考えております。

市野川委員 わかりました。ありがとうございます。

議 長 全ての部の代表が集まって協議するので、いろいろな視点から協議がなされるということです。更にそれをこの委員会に出して、ここでまた協議をするということです。ありがとうございます。それでは、ガイドラインについてのご質問等につきましてはここで終わりにして、本題に入りたいと思います。これからの進め方ですが、平成22年度の計画・条例等一覧に1番から14番までございますが、その中の1番から5番までについては、ここで事前の評価にかけ、詳しく審議いただきたいということで、これを先に進めまして、もしも6番から14番の中で、これについては1番から5番と同様にやるべきではないかということがあれば、その次にご意見を頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは進めます。平成22年度実施予定の市民参画に関する事前評価について、事務局より説明をお願いします。簡潔にできる部分は簡潔をお願いします。

阿部課長 (事務局より総合計画について説明)

議 長 ありがとうございます。説明の最後にございましたが、裏面の2段目、市民参画・協働推進委員会評価内容のところを最終的に皆さんで確認して、次に進むという形で進めたいと思いますので、そのために、いま説明いただいた部分でご質問やご意見があればお出しいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

市野川委員 パブリックコメントについて、10月中旬の4地域というのは具体的にどこを考えているのですか。

阿部課長 これにつきまして、花巻地域には自治推進協議会がございますし、大迫、石鳥谷、東和には地域協議会という組織がございます。この4つの機関の中で、それぞれご意見を伺うということでございます。

市野川委員 地域協議会というのは公に認められた組織ですか。

阿部課長 はい。

市野川委員 コミュニティ会議とはまた別の組織ですか。

阿部課長 条例で設置されているものでございます。

市野川委員 今まで地域協議会を開催した場所はどこですか。

阿部課長 地域協議会は年に数回、それぞれ開催されております。市のいろいろな政策や課題などについて、市が諮問し答申をいただく場合や自主的に課題を話し合う場合がございます。

市野川委員 いままでの会場はどこになっているのですか。

阿部課長 自治推進委員会の場合は、ここで行っておりますし、各地域協議会の場合は、総合支所で開催しております。

市野川委員 参加率はどうか。パブリックコメントとして、どういう意見があったんですか。

阿部課長 この自治推進委員会あるいは地域協議会につきましては、パブリックコメントということではなく、附属機関の委員の方から意見を頂くものでございます。広く市民の皆さんにパブリックコメントという形で市が考え方を示して、そこに意見を頂くというのとはまた別のものがございます。

市野川委員 それで、今度の場合は市民に広く呼び掛けて意見を聴取したいというものなのですよ。

阿部課長 パブリックコメントに関しましては、この表の左側になります。

議 長 方法の①と方法の②を組み合わせるといことです。

阿部課長 パブリックコメントは市の考えを市民の皆さんにお知らせして、1カ月間の期間を設けまして、その間に、基本的にペーパーで出していただくというものでございます。ですから、出てくる意見に関しましては、計画の内容などによってだいぶ違ってきます。

市野川委員 いずれにしろ効果が上がるようにしてください。

佐藤委員 ここには地域協議会というのがありますが、総合計画審議会というのがあったと思いますが、ここの関わりというのはどうなっていますか。

阿部課長 ここには総合計画審議会は載っておりません。と申しますのは、市民参画に関しましてまちづくり基本条例の中で方法が規定されておりますが、規定は、「審議会その他附属機関における委員の公募」ということで、公募委員が入った場合に市民参画の一つとみなすということでございます。総合計画審議会の場合には、公募委員が含まれておりませんので、この方法の部分には載ってきてはおりませんけれども、実際には総合計画審議会からの意見をいただくという形になっております。

佐藤委員 手順としては、総合計画審議会で承認されたものをパブリックコメントにかけるという形になりますか。

亀澤部長 少し補足させてください。総合計画の策定は、今回はまだ計画期間内ですが事情が変わったということで変更したいというものですが、いまここにお示ししている部分は、先ほどから課長が申しているとおり、市民参画のところの手法の部分を取り上げたところであります。計画そのものの見直しについては、既に毎年行っている市民アンケート調査も入ってきますし、佐藤委員よりご指摘のありました、総合計画審議会が最終決定の場になります。そして、機関決定した上で議決を経て決定するという手順になります。パブリックコメントとの関係で言いますと、一定の案ができた段階でパブリックコメントを実施します。それと概ね同時並行的に4地域の協議会からご意見をいただきます。ご意見というのは、諮問機関ですから諮問して答申をいただきます。その結果を踏まえた上で、総合計画審議会のほうに諮問し答申を受けます。そして、市としての機関決定をさせていただき、議会に提案し議決をいただくというのがだいたいの流れになります。

佐藤委員 わかりました。

秋山委員 ガイドライン5ページの市民参画の実施時期について、5行目に「2以上の方法により市民参画を行い」というふうにあります。この表ですとパブリックコメントと審議会という二つを指していると理解してよろしいでしょうか。

阿部課長 そのとおりです。

秋山委員 その関係で、私は3月まで花巻自治推進委員会の公募委員を務めさせていただきまして、実際に審議に参加しておりました。その内容から言えば、協議内容は広義な話であり、市民参画という感覚では少し捉えづらかったような感じがしました。というのは、事前に協議内容の文書が配布されて、それについて意見を求められるという形で、委員の方々がどの程度広く、自分の身の回りなりの市民感覚を持って参加しているのかなといえ、少し薄いような気がしました。それで、ここで二つ以上の方法で頭にあったのは、パブリックコメントは勿論ですが、フォーラムとかシンポジウムとか、自由に参加できるものも、この二つの中に入ってくるのかなという理解でおりました。協議の内容からの比較でございますが、そのあたりはどうなんでしょう。

議 長 進め方として、今のようなご意見をもとにして二つ以上となっておりますので、もし心配な点があれば、こういうところが心配されるので、こんな方法を加えたらどうかというようなご意見にさせていただくと非常にいいかなと思います。

秋山委員 そういう点で申し上げますと、フォーラム、シンポジウム、ワークショップというものが入ってくれば、ごく自然に二つ以上の市民参画として受け止められるような気がいたします。

議 長 少し事務局に確認したいのですが、例えば、今のお話が委員の皆様のご賛同を得られれば、裏面の方法の所にチェックして、検討の余地ありという形でまとめることのできるのですか。

阿部課長 はい。そうしていただければと思います。

議 長 分かりました。それでは今の秋山委員からの意見に関連して、ほかの委員の皆様方からもご発言を頂ければと思います。ございませんでしょうか。何という所までは、今の段階で確定しなくてもいいので、今、方法についてのご意見がありました。方法を委員会として再検討いただくということにするか、この二つでいいということ。適切とするか、そこのところのご意見を伺いたいと思います。言葉でのご意見がもし無ければ、委員会として結論を出したいと思いますがいかがですか。

それでは挙手をお願いします。ここに挙げられている二つの方法で適切というご意見の方。

(挙手7名)

再検討をお願いしたいという方。

(挙手4名)

大変申し訳ございません。せっかく意見を出していただいたのですが、委員会としての結論は、この二つの方法で進めていただきたいということにしたいと思います。ほかに実施時期等については何かないですか。よろしいですか。

(特に無しの声あり)

ありがとうございます。それでは適切であるということで、次に移りたいと思います。事務局で説明願います。

阿部課長 (事務局より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について説明)

議長 ありがとうございます。それでは方法、時期等につきまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

秋山委員 二つ以上にこだわるようですが、方法②の「その他適切と判断される方法」ですが、説明によりますと関係団体からの意見聴取ということで、下にも入っていますが、「関係団体からの意見聴取」という表現はできなかったのでしょうか。「その他適切と判断される方法」ではなくて。

阿部課長 ガイドラインをご覧いただきたいのですが、実は6ページに、方法として大きく6点掲げておまして、説明の中でも触れましたが、条例の中で6点規定されている部分でございます。条例の中でも「その他適切と判断される方法」という表現を用いており、その他の方法の例として、関係団体からの意見聴取があるということでございます。

議長 項目として、「その他適切と判断される方法」という表記の仕方をし、名称の中に具体的なものを入れたということですね。秋山委員よろしいですか。

秋山委員 はい。

議長 ありがとうございます。そのほかございますか。

瀬川委員 意見交換会の対象ですが、おかれている状況、地理的な条件が非常に異なると思われますし、対象者が多いということも想定されますので、広く意見を聴取するのであれば、旧の市町などの単位で4回ほどやっていただいたほうが、意見もより具体的に聞けると思いますので、検討いただければと思います。

議長 はい。関連して、ご意見をいただきたいと思います。ございませんか。それでは瀬川委員のご意見をもとにしますが、これは対象はよろしいんですね。

瀬川委員 そうです。時期及び回数です。今回は2月下旬に1回ということですがけれども、先ほども若干お話させていただきましたが、例えば、大迫地域と花巻の平場では行われている営農の体系も全く違うということもあり、そのような中で、一同に集めて意見を広く聞こうとしても、意見が出されるとは到底想定されないということもありますので、地域の中で地縁的な繋がりがあり営農を営んでいるというような中で、意見を集約するのがいいのではないかと思います。

議長 裏面の検討の余地があるとした項目と理由、ここの項目の時期のところをチェックし、再検討をお願いするということにするか、このままで良しとするか皆さんのご意見を伺いたいと思います。それでは適切であるという方は挙手願います。

(挙手無し)

それでは検討の余地ありとする方。

(全員挙手)

それでは全委員の意見として、再検討いただくということにしたいと思います。ありがとうございます。それでは次に参ります。ご説明をお願いします。

阿部課長 (事務局より花巻空港旧ターミナルビル活用計画について説明)

議長 ありがとうございます。ワークショップは実施済み、パブリックコメントは実施中ということですが、何かご意見ございますか。

平賀委員 ワークショップは実施済みなんですか。進行中なんですか。6回で終わったということですか。

阿部課長 一応、6回で終わったということです。

平賀委員 ということは結論がもう出たということなんですか。

阿部課長 はい。市の考え方として方向性が定まり、今度は具体的にどういう形にしていくかということ、いま整理中でございます。

平賀委員 分かりました。

市野川委員 ここでは、どういう目的で使用しようとしているかということはお示しできない段階なんですか。つまり借りることは借りるし、予算はついた、どう改造するかはわかりませんが、いろいろ意見はあるとは思いますが、その目的は、まだこの席では公開できない、その段階ではないということなのですか。市民としては、こんな案が出てますくらいは支障の無い範囲で言ってもらえれば。

議長 一応、ここの委員会は方法、時期がこれでいいかということであって、中身の善し悪しを評価する場ではないということです。

亀澤部長 おっしゃるとおりだと思いますが、箱モノとなりますと、やはり気になる場所もあるかと思いますが、決定事項ではないですので、検討状況だけお話しします。一応、交流施設という位置付けで、国際交流協会とか観光協会などをそちらに移動させていただきまして、交流の拠点にしようと、それから市民の皆さんも自由に使える場としての交流の拠点にしようということで、そういう大きな交流という考え方の中で整備計画を整理しているところです。6回のワークショップでは、新聞等でもご存知かとは思いますが、子どもの城と言った時期もございますが、そういうことをいろいろ

る重ねながらの現在の概ねの方向ということでございます。

市野川委員 結構です。ありがとうございます。

議 長 これは適切とか、検討の余地ありなど結論を出さなければならないのですか。

阿部課長 進む段階になっておりましたので。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは次の花北振興センターの件お願いします。

阿部課長 (事務局より花北振興センター整備事業に係る基本設計について説明)

議 長 ありがとうございます。それでは委員の皆様方から、ご質問、ご意見等をお伺いいたします。

市野川委員 私も、花北振興センターは確かに老朽化が進み、耐震性、構造上も問題があると見ていましたが、そこには附属して体育館もあるし、桜台の学童クラブも一部入っていますけれども、この場合の改築というのは、事務所だけ、本体工事だけではなく体育館とか、併せて学童クラブまでも考えているのか、参考までにお聞かせいただければと思います。

中村主任主査 学童クラブは含まれてはいないようですが、いわゆる花北振興センターと花北会館と体育室、これを対象にして、地元の方と検討をしていると聞いています。

議 長 ほかにございませんか。なければ適切であるか検討の余地があるかということで、適切であるということでよろしい方は挙手願います。

(挙手 11名)

ありがとうございます。それでは適切であるということにいたします。次の説明をお願いいたします。

阿部課長 (事務局より(仮称)地域の自立と協働の推進に関する条例を説明)

議 長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見等お願いいたします。

吉田委員 対象の内容のところ「現在のコミュニティ会議の区域を」とありますが、現在27の区域になってますが、それを見直しをかけるということではなくて、現在の区域を条例化するという事なんですね。

中村主任主査 そうです。現在ある27の区域が条例で定めていないので、きちんと条例で定めるということです。

吉田委員 そういことですね。私もこれに関係しておりましたので、27の中では世帯数から面積からアンバランスといいますか、凄く違いがあり、そこで、予算配分などいろいろなことが問題になったと聞いていたものですから、それを見直すのかなと思いましたが、違いますね。

中村主任主査 はい。

吉田委員 今回の区域を条例にするかどうかですよね。ありがとうございます。

秋山委員 この中身は、7月25日の岩手日日に載った、合衆市イーハトーブ構想（案）の内容になるわけですか。

阿部課長 案件としては同じものでございます。あくまでも、まだ名称が定まったものではございません。

秋山委員 そうですか。分かりました。

議長 ご意見はございませんでしょうか。それでは適切であるとするか、検討の余地ありとするか、適切であるとしてよろしい方、挙手願います。

（挙手11名）

ありがとうございます。それでは最後に、今ご説明いただきました5件以外の部分で、目を通していただいて、同じような形で進めなければいけないものがあるのかどうか、あるいは事務局のほうで説明が必要であればですが、特になしですか。

（事務局では特になし）

分かりました。それでは委員の皆様方からご意見等を伺いたいと思います。ございませんでしょうか。

（特になし）

ありがとうございます。それでは今日の協議として挙げられた市民参画に係る事前評価については、以上で終わりにしたいと思います。一つ確認したいのですが、先ほど検討の必要がありとしたものについては、この後どのようになるのですか。

阿部課長 この件に関しましては、この後、推進委員会からこういったご意見を頂いたということで、再度、担当部署に検討していただきます。それを踏まえた上で、機関決定ということで経営会議において最終決定をして、その上で、予定では8月15日号の広報で今年度の予定としてお知らせしたいというふうに考えております。

議長 一応、全委員の意見として再検討をお願いしましたので、後日、必要な説明等はよろしくお願ひいたします。それでは今日の部分につきましては、以上で閉じたいと思いますが、今後の見通し等について事務局のほうから説明をお願いいたします。

阿部課長 それでは、本日1回目の委員会ということでございましたが、今年度この委員会の開催の予定について、若干説明をさせていただきますけれども、まず、参画ということにつきましては、こういった形で市が予定しているものに関して、皆さんから評価をいただきます。そして、冒頭でご説明申し上げましたとおり、1年間いろいろな形で市民参画を行った後に、今度はそれらについて、市民参画が上手く行われたかどうか

かということをご皆さんに評価していただくという場をまずは1回考えております。それから委員会の役割として4点ありますと申し上げましたが、昨年まで基本条例で定めている参画と協働のうち参画について、仕組みを検討いただき、今回こういったガイドラインという形でお示ししているわけですが、今後、今度はまちづくり基本条例で定める協働という部分に関して、皆さん方から調査・研究の上でご意見を頂きたいというふうに考えております。それに関しましては、9月以降にこの委員会を予定し、その中でいろいろ説明しながら、調査・研究をお願いしたいというふうに考えておまして、次回のスケジュールに関しましては、まだ具体的に定まっておりませんので、一応の目途としては9月を予定しているということで、ご了解いただければと思います。それで、予定としては2カ月に1回くらいの予定で、進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 大変ありがとうございました。第1回の委員会をこれで終わりにします。

(4:00終了)